

- 六、従業員 数 常務員 七一七名（運転手 車掌 約同数）
- 七、争議参加人員 常務員 全員
- 八、関係労働団体 福岡地方合同労働組合
- 九、争議發生年月日 昭和十一年九月十四日
- 一〇、同 解決年月日 同 年九月十五日
- 一一、發生原因

豫て従業員に待遇上の不満ありたる處福岡地方合同労働組合の策動により五月八日従業員代表杉本勇外五名は會社を訪問し、初任給壹圓貳拾錢、一年二回の定期昇給、食事時間十五分制、罰金の廢止、居殘廢止、居殘廢止迄絶對五割の手當支給の六項目を要求したるも内田常務取締役不在にて何等交渉繼らざる爲會見を打切り以來數回に亘り秘密會を開きて對策を協議し十四日再度會社を訪問したるも前回同様なるを以て

一六 要求 條 項

會社側に誠意なしとして遂に罷業手段に訴へたのである。

- 1、減點制の即時廢止
- 2、食事時間の十五分制
- 3、初任給壹圓貳拾錢の制定
- 4、居殘廢の廢止並居殘廢止迄五割の手當支給
- 5、昇給年二回制實施
- 6、休職期間一箇年に延長
- 7、撒水車増設
- 8、吉塚三角便所設置
- 9、車掌の長靴使用許可
- 10、昇引は一等親七日、二等親五日、三等親三日とすること
- 11、家族バス即時發行